

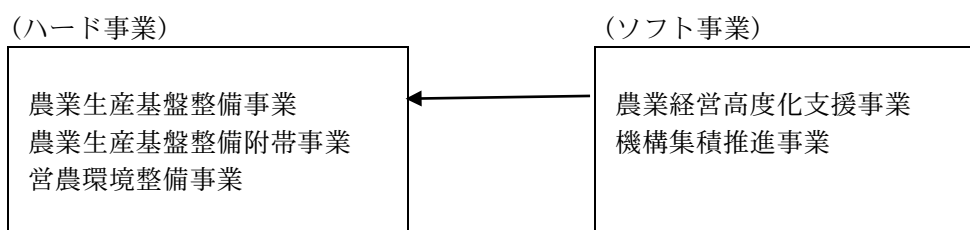
農地中間管理機構関連 農地整備事業	事業主体 県	所管課班	(計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 ほ場整備班
----------------------	--------	------	------------------------------------

目 的

農地中間管理機構への農地の貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けにくいおそれがある。

一方、機構に農地を貸し付けた所有者は、基盤整備のための費用を負担する用意がなく、基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性がある。

そのため、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施することで、機構による担い手への農地集積・集約化を加速化し、豊かで競争力ある農業の実現を目指すもの。



事業の内容

- 1 畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。
- 2 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則として30アール以上であるものの面積がおおむね2/3以上であること。

(1) 農業生産基盤整備事業

- ①区画整理事業
- ②農用地造成

(2) 農業生産基盤整備附帯事業

(3) 営農環境整備事業

(4) 農業経営高度化支援事業

①指導事業

収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために都道府県等が行う普及・指導活動

②調査・調整事業

収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行う耕地利用や水利用に係る関係農家の意向調査活動、作物別の単収・単価等の調査、関係機関との調整等調査・調整活動等
・中心経営体農地集積促進事業（H26年度以降の採択地区）

③耕地利用高度化推進事業

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

(5) 機構集積推進事業

基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進

採択要件

- 1 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること。
- 2 受益面積が10ha以上であること。（中山間地域等は5ha以上）
- 3 農地中間管理権の設定期間が、事業計画決定の公告日から15年間以上あること。
- 4 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化すること。
- 5 事業対象農地の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上すること。
（細部要件については下記のとおり。）

①集積・集約化要件	②収益性要件（いずれか1件）	③追加要件（複数ある場合は、いずれか1件）
集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加する	販売額20%以上向上	—
	生産コスト20%以上削減	米の生産コスト概ね9,600円/60kg以下
集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加しない （※）	販売額20%以上向上	—
	生産コスト20%以上削減	米の生産コスト概ね9,600円/60kg以下
		生産額（主食用米除く）に占める高収益作物の割合が概ね8割以上、かつ高収益作物に係る作物生産額が概ね10%以上向上
		生産額（主食用米除く）に占める高収益作物の割合が概ね5割以上となり、かつ高収益作物の生産額が概ね50%以上増加

※集積・集約化率が既に概ね80%以上の地区は除く

負担割合

1 農業生産基盤整備事業，農業生産基盤整備附帯事業，営農環境整備事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他 (推進費)	備 考
	農業生産基盤整備事業	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	()は中山間地域に適用
	農業生産基盤整備附帯 事業営農環境整備事業	50 (55)	未定	未定	未定	()は中山間地域に適用

※推進費は国負担

2 農業経営高度化支援事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(1)指導事業	62.5	37.5	—	
	(2)調査・調整事業	62.5	18.75	18.75	
	(3)耕地利用高度化推進事業	62.5	未定	未定	

(2)については、市町村、改良区が事業実施主体、(3)については、市町村が事業実施主体

3 機構集積推進事業（推進費）

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	機構集積推進事業	12.5 (7.5)	—	—	()は中山間地域に適用